

## 第1回前橋市・富士見村合併協議会会議録

### 1 日時

平成20年1月15日（火） 14:00から

### 2 場所

前橋プラザ元気21 ホール（3階）

### 3 出席者

高木 政夫 会長（前橋市長）

福島 節夫 副会長（富士見村長）

（規約第2号委員、副市長・副村長）

大塚 克巳 委員（前橋市副市長）

宮地 英征 委員（富士見村副村長）

（規約第3号委員、両市村の議会の議員）

○前橋市議会議員

宮田 和夫 委員

真下 三起也 委員

阿部 忠幸 委員

○富士見村議会議員

小林 實 委員

新井 安正 委員

樺澤 裕満 委員

（規約第4号委員、両市村長それぞれが指名する学識経験者）

○前橋市長が指名する委員

笠原 幸雄 委員

曾我 孝之 委員

樺澤 弥里 委員

庄司 雅美 委員

○富士見村長が指名する委員

樺澤 壽美子 委員

角 田 守 委員

金 澤 賢 委員

(規約第5号委員、両市村長が協議して定める学識経験者)

湯 沢 昭 委員

服 部 徳 昭 委員

中 村 博 委員

#### 4 欠席者

中 嶋 清 一 委員

#### 5 議事

### ◎ 開 会

**司会者** 本日は、公私ともにお忙しいところ、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第1回前橋市・富士見村合併協議会を開催させていただきます。

はじめに、規約に基づく前橋市長、富士見村長による協議により、前橋市・富士見村合併協議会の会長に高木前橋市長が、副会長に福島富士見村長が選任されておりますので、それぞれご挨拶をお願いしたいと思います。

はじめに、会長の高木前橋市長、お願いいたします。

### ◎ あ い さ つ

**高木政夫会長** 前橋市・富士見村合併協議会の会長を務めることになりました前橋市長の高木政夫でございます。前橋市・富士見村合併協議会の第一回協議会にあたりまして、一言ごあいさつをさせていただきますと思います。

本日ここに、前橋市と富士見村は、法定合併協議会を設置し、いよいよ合併に向けて大きな一歩を踏み出すことになりました。

ご案内のとおり、前橋市は、平成16年12月5日に、大胡町、宮城村、粕川村と一足早く合併しております。そこに富士見村が加

わり、生活圏を一体とした前橋広域圏が、結果的にひとつの自治体になるわけでございます。ごく自然な姿であるとともに、最も理想的な枠組みであると、私はかねてより考えております。

私も前橋市長といたしまして、ともに手を携えて両市村の合併に向けて全力を尽くしてまいり所存でございます。前橋市には、大胡町、宮城村、粕川村と合併し、新たな「まちづくり」を成功させている実績がございます。富士見村のみなさんには、安心して前橋市の一員となっただけのものと、確信をいたしております。

なお、このあと、委員をお願いいたします皆様には、私から委嘱状をお渡しさせていただきますが、以前の合併協議会での協議結果を踏まえながら、公平、平等、そして真摯な協議を賜りますよう心からお願い申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきますと思います。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**司会者** ありがとうございます。

続きまして、副会長の福島富士見村長、お願いいたします。

**福島節夫副会長** 前橋市・富士見村合併協議会の副会長を務めさせていただきます富士見村長の福島節夫でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。開会にあたりまして、一言ごあいさつをもうしあげます。

本日ここに、前橋市・富士見村合併協議会の設立ができましたことは、高木市長さんをはじめ市関係者の皆様、並びに市議会の方々のご理解とご協力があったからこそ実現できたと言っても過言ではございません。富士見村民を代表いたしまして、心から感謝を申し上げます。

皆様もご承知のように、富士見村におきましてはここ数年来、合併に関してさまざまな紆余曲折がございました。その間、村民の多くがこの行く末について大変不安を抱えておったところでございます。昨年4月の統一地方選挙におきまして、「前橋市との合併」という明確な方向が選択されました。

執行、議会共に手を携えて、村民皆様の付託に応えるよう、誠心誠意努力してまいりたい所存でございます。

これから開催されます合併協議会におきまして、前回の結果を踏まえ、また、お互い対等の立場をもって十分なる協議を重ね、富士見地域の特色ある発展、さらに新生前橋市の大きな発展にも結びつ

く、実りある合併になることを期待しているところでございます。

現在の前橋市に富士見村が加わることによりまして、まさに群馬の心臓、というような形が形成され、名実共に県都にふさわしい、新たな前橋市が誕生しようとしております。

協議会委員の皆様には、より良い合併のためにご協議いただきますことをお願い申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

## ◎ 委 嘱 状 交 付

**司会者** ありがとうございます。

続きまして、前橋市・富士見村合併協議会の委員となられる皆様に、高木会長より委嘱状を交付させていただきます。

お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

規約第1号委員

富士見村長

福島 節夫（ふくしま せつお）様

規約第2号委員

前橋市副市長

大塚 克巳（おおつか かつみ）様

富士見村副村長

宮地 英征（みやち ひでゆき）様

続きまして、第3号委員、両市村の議会の議員選出の委員さんです。

前橋市議会議長

宮田 和夫（みやた かずお）様

前橋市議会副議長

真下 三起也（ましも みきや）様

前橋市議会総務常任委員会委員長

阿部 忠幸（あべ ただゆき）様

富士見村議会議長

小林 實（こばやし みのる）様

富士見村議会合併特別委員会委員長

新井 安正（あらい やすまさ）様

富士見村議会合併特別委員会副委員長

樺澤 裕満（かばさわ ひろみつ）様

続きまして、第4号委員、両市村の長がそれぞれ指名した学識経験を有する委員さんです。

はじめに、前橋市長が指名した委員さんです。

前橋市農業委員会会長

笠原 幸雄（かさはら ゆきお）様

前橋商工会議所会頭

曾我 孝之（そが たかゆき）様

前橋青年会議所

樺澤 弥里（かばさわ みさと）様

前橋市行政自治委員会会長

庄司 雅美（しょうじ まさみ）様

続きまして、富士見村長が指名した委員さんです。

富士見村中央公民館図書室ボランティアグループ代表

樺澤 壽美子（かばさわ すみこ）様

富士見村区長会会長

角田 守（つのだ まもる）様

富士見村社会福祉協議会会長

金澤 賢（かなざわ けん）様

次に、第5号委員、両市村の長が定めた学識経験を有する委員さんです。

前橋工科大学工学部教授

湯沢 昭（ゆざわ あきら）様

前橋市医師会理事

服部 徳昭（はっとり のりあき）様

群馬県中部県民局地域政策部前橋行政事務所長

中村 博（なかむら ひろし）様

大変ありがとうございました。

第4号委員の中嶋清一様につきましては、本日ご都合により欠席との連絡をいただいておりますので、委嘱状は、後日お渡しさせていただきます。

なお、監査委員につきましては、

前橋市監査委員の

藤井 正彦（ふじい まさひこ）様

富士見村監査委員の

樺澤 友雄（かばさわ ともお）様

のお二人ですが、委嘱状は後日お渡しさせていただきます。

### ◎ 委 員 紹 介

**司会者** 続きまして、委員のみなさまから自己紹介をお願いしたいと思います。

名簿順によりまして、前橋市の大塚副市長からお願いいたします。

《委員は自席で起立し自己紹介》

**司会者** 大変ありがとうございました。

### ◎ 協 議 事 項

**司会者** 続きまして、議事に入らせていただきます。

協議会規約によりまして、会長が議長となることとされておりますので、会長の高木市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は19人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数20人の半数以上の出席となっておりますので、協議会規約の定めにより、会議が成立しておりますことを申し添えさせていただきます。

では、高木会長、よろしくお願いたします。

**高木政夫会長** それでは、ただいま司会者から説明がありましたように、暫時、議長を務めさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

議事に入る前に、「会議録の署名」について、あらかじめご了承ください。

「会議録の署名」につきましては、この後の議案第1号として協議をいただく予定の会議運営規程の中で定められている内容であり、正式には、会議運営規程についてご承認をいただいた段階で取扱いが定まるわけですが、会議の進行上、あらかじめご了承ください。

会議運営規程では、議長が指名することとなっておりますので、名簿順によりまして、今回は前橋市の大塚副市長にお願いしたいと思います。

皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**高木政夫会長** ご了承いただき、ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って進めたいと思います。

まず、5番の「報告事項」ですが、報告第1号から第5号まで、一括して事務局から説明をお願いいたします。

**事務局** それでは、会議次第の報告事項について、報告第1号から第5号までまとめてご説明させていただきます。

はじめに、報告第1号の前橋市・富士見村合併協議会規約についてご説明いたします。資料1ページをご覧ください。

第1条の設置であります。前橋市、富士見村の合併に関し協議するため、合併協議会を設置するものでございます。

第2条は、協議会の名称でございます。本協議会の名称を「前橋市・富士見村合併協議会」としております。

次に、第3条は、協議会の事務でございます。第1号では、両市村の合併に関する協議、第2号では、新市基本計画の作成、第3号では、住民に対し協議経過等を積極的に情報提供するとともに、第4号では、その他合併に関し必要な事務を行うこととしております。

次に、第4条では、協議会の事務所の位置を規定し、第5条では、本協議会を会長と委員20人により組織することとしております。

第6条及び第7条は、会長、副会長についての規定であります。

次に、1ページから2ページの第8条の委員につきましては、住民各界各層の意見を広く聴くため、第8条第1項の各号に記載のとおり、行政側委員、住民の代表である議会の議員、両市村の長がそれぞれ指名した学識経験者及び両市村が協議して定めた学識経験者から構成されております。

次に、第9条では、会議の招集について規定しております。

第10条では、会議の運営について規定しており、特に第3項では、会議は公開としております。

第11条では幹事会を、第12条では事務局を、協議会に置くことを規定しております。

第13条では、協議会に要する経費は、両市村の負担金等をもって充て、その額は両市村の長が協議して定めることとしております。

第14条は、監査についての規定であり、両市村の長が協議し、会長が委嘱した両市村の監査委員2人が監査をすることになっております。

第15条の財務につきましては、会長が別に定めることとしております。

第16条では、報酬及び費用弁償について規定し、報酬は、地方公共団体の常勤職員及び議会の議員以外の委員に支給することとしております。

第17条では、協議会廃止の場合の措置を定めております。

次に4ページをお開きください。

4ページから11ページまでは報告第2号から第5号の各種規程等でございます。ただ今ご説明しました、協議会規約にあります「会長が別に定める」という規定により定めた事項の報告であります。要点箇所のみをご説明いたします。

まず、報告第2号の前橋市・富士見村合併協議会幹事会規程についてご説明いたします。資料4ページをご覧ください。

第1条は、趣旨でありまして、前橋市・富士見村合併協議会の幹事会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条の所掌事務といたしまして、幹事会は、協議会の会長の指示を受け、必要に応じ協議会に提案する事項について協議又は調整を行います。

第3条であります。幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織するとされ、第4条で、幹事となる職が別表で定められております。幹事長及び副幹事長の役割等につきましては、第5条に規定があります。

第7条は、幹事会に総務部会以下9つの専門部会を置くと規定しております。

続きまして、報告第3号の前橋市・富士見村合併協議会事務局処務規程についてご説明いたします。

資料6ページをご覧ください。

第2条に、事務局の事務分掌が規定されております。第1号とし



て協議会や幹事会の会議に関する事、第2号として協議会等の協議資料の作成に関する事、第3号として協議会等の庶務に関する事、第4号として広報及び広聴に関する事、第5号としてその他協議会等の運営に関し必要な事項、となっております。

続きまして、報告第4号の前橋市・富士見村合併協議会財務規程について、ご説明いたします。

資料8ページをご覧ください。

第2条第2項に、協議会の基本的な会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までであることが規定されています。

また、第2条第3項及び第3条第2項に、毎会計年度予算及び補正予算は協議会の承認事項であることが規定されており、歳入歳出予算の区分が別表で定められております。

決算につきましては、9ページの第10条で、出納閉鎖後速やかに監査委員の監査に付した後に、協議会の認定を受けることとしています。

次に、報告第5号の前橋市・富士見村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程についてご説明いたします。

資料11ページをご覧ください。

第2条に報酬についての定めがあり、協議会委員等の報酬は、月額8,700円となっております。

以上で報告事項についての説明を終わります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

**高木政夫会長** ただいま説明がありました報告第1号から第5号までの件について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

なお、その際は、お名前をお願いいたします。

#### 《質疑応答》

**庄司雅美委員** 庄司ですが、ただいま、ご説明いただいた方はどこのどなたかわかりません。紹介していただきたいのですが。

**事務局** 失礼いたしました。富士見村から合併協議会のほうへ出向しております樺澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**高木政夫会長** よろしいですか。他にご発言ございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** 特にないようですので、これで次第の5番「報告事項」を終わります。

次に、次第の6番「協議事項」であります。議案第1号「前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程の制定」について、事務局より説明願います。

**事務局** 議案第1号、前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程の制定について、ご説明いたします。

資料12ページをご覧ください。

議案の内容でございますが、「前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。」というものでございます。

この会議運営規程につきましては、規約第10条第5項にあります「会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。」という規定により定めるものでございます。

内容でございますが、13ページ、14ページに別紙として記載してありますとおり、第1条から第9条で構成されておりますが、要点箇所をご説明いたします。

第1条は、趣旨でありまして、前橋市・富士見村合併協議会の会議の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、議事の表決といたしまして、「会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、議長が必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決する。」とされています。

第3条は、会議録についての規定となります。特に、第2項では、「会議録は、議事に先立ち議長が指名する出席委員の1人が署名する。」とされています。本日の協議会につきましては、先ほど議長の高木会長からお話のありましたとおり、前橋市の大塚副市長が指名されております。

また、第5条、第6条及び第7条は、会議の傍聴に関する規定でございます。

なお、この会議運営規程は、この協議会で承認を受けた日から施行することとなります。

以上でございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**高木政夫会長** ただいま説明がありました議案第1号について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

**高木政夫会長** 特にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** 特にないようでありますので、議案第1号について、

採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

**高木政夫会長** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号、平成19年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画及び議案第3号平成19年度前橋市・富士見村合併協議会予算について、まとめて事務局より説明願います。

**事務局** 議案第2号、平成19年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画について、ご説明いたします。

資料の15ページをご覧ください。

議案内容でございますが、「前橋市・富士見村合併協議会の平成19年度事業計画を次のとおり定める。」というものでございます。

「1 協議会、幹事会及び専門部会の開催」につきましては、行政制度等の課題の整理と調整、新市基本計画についての協議等を進めるものでございます。

なお、協議会につきましては、本日の第1回協議会を含め、8月頃までに4回程度の開催を予定しておりますが、開催スケジュールの目安とそれぞれの協議会にご協議をいただく協議項目については、このあとの議案第5号「前橋市・富士見村合併協議会の協議項目」のところでご説明させていただきます。

次に、「2 協議会だよりの発行」、「3 ホームページの作成」といたしまして、合併に関する情報や協議会の開催状況等について、住民の皆さんに広く情報提供していこうとするものでございます。

協議会だよりは、平成19年度は1回発行し、両市村の全世帯に配布する予定であります。

事業計画については、以上でございます。

続きまして、議案第3号、平成19年度前橋市・富士見村合併協議会予算について、ご説明いたします。

資料16ページをご覧ください。

議案の内容でございますが、「平成19年度前橋市・富士見村合併協議会予算は、次に定めるところによる。」というものでございます。

第1条といたしまして、「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ279万6千円とする。」、第2項では、「歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。」

というものでございます。

第2条でございますが、「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができる。」というものでございます。

予算の明細ですが、17ページをご覧ください。

歳入の内訳でございますが、第1款「負担金」、第1項「負担金」では、構成市村負担金といたしまして、189万5千円をお願いするもので、両市村の負担金額は説明欄記載のとおりでございます。

前橋市と富士見村の経費の負担割合でございますが、協議会運営費、事務局運営費及び予備費を均等割とし、協議会だよりのように両市村の人口により経費を区分すべきものは、それぞれ必要額を負担する考え方となっております。

第2款「県支出金」、第1項「県補助金」は、90万円を見込んでおり、第3款「諸収入」、第1項「預金利子」につきましては、存目として1千円を見込んでおります。

次に、18ページの歳出でございます。

第1款「協議会費」、第1項「会議運営費」のうち、協議会運営費23万でございますが、内訳は、協議会の開催に伴う委員報酬としての7万9千円をはじめ、会議資料作成等に係る消耗品費等の経費でございます。第2項「事務費」の事務局運営費42万4千円でございますが、事務用消耗品等説明欄記載の経費を見込んでおります。

次に、第2款「事業費」、第1項「広報周知費」194万1千円につきましては、協議会だより発行のための印刷製本費であります。

最後の第3款「予備費」につきましては、20万1千円となっております。

平成19年度事業計画及び予算につきましては、以上でございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**高木政夫会長** ただいま説明がありました議案第2号及び議案第3号について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

**高木政夫会長** 特にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** 特にないようですので、議案第2号及び第3号について、採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

**高木政夫会長** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号、行政制度の調整方針について、事務局より説明願います。

**事務局** 議案第4号、行政制度の調整方針について、ご説明いたします。

資料19ページをご覧ください。

議案の内容でございますが、「行政制度の調整を統一的、体系的かつ速やかに行うため、行政制度の調整方針を次のとおり定める。」というものでございます。

この協議会において行政制度を調整していく際の、基本的な考え方をご決定いただくものです。

内容と致しましては、ご覧のように、一体性確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、行政改革推進の原則、適正規模準拠の原則、の6つになっております。

合併は、最大の行政改革と言われておりますが、合併によるスケールメリットを生かし、行財政改革を進めながら、住民サービスの維持・向上を図るという考え方になっております。

以上でございますが、よろしく、ご審議のうえご決定いただきますようお願い申し上げます。

**高木政夫会長** ただいま説明がありました議案第4号について、ご質問、ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

《質疑応答》

**高木政夫会長** 特にございませんか。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** 特にないようですので、議案第4号について、採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

**高木政夫会長** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第5号、前橋市・富士見村合併協議会の協議項目について、事務局より説明願います。

**事務局** 議案第5号、前橋市・富士見村合併協議会の協議項目について、ご説明いたします。

資料22ページをご覧ください。

議案の内容でございますが、「前橋市・富士見村合併協議会の協議項目を次のとおり定める。」というものでございます。

1番の「合併の方式に関する事」から24番の「新市基本計画に関する事」までの24の協議項目となります。

24ページをご覧ください。

24ページは、各協議項目の協議予定一覧でございます。

第2回以降の協議会の協議項目ですが、○が、議案を提案しご協議いただくもので、△が協議項目の説明を行い次回の協議会で議案を提案しご協議いただくという項目になります。

それでは、第2回目以降の協議スケジュールですが、第2回目の協議会では、「合併の方式」、「合併の期日」、「特別職の職員の身分の取扱い」などの協議を、第3回目の協議会では、「議会の議員及び農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」、「新市基本計画の取り扱い」などに関する事の協議を予定しております。

また、23番の「各種事務事業の取り扱いに関する事」については、専門部会で調整が整い次第、第2回と第3回にわけて協議することを予定しております。

以上のように、6月頃までに、3回の協議会を予定しておりますが、各専門部会における調整の進捗状況などにより、変更となることも想定されますので、現時点での予定としてご理解をいただきたいと考えております。

以上でございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

**高木政夫会長** ただいま説明がありました議案第5号について、ご質問、ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

《質疑応答》

**高木政夫会長** 特にございませんか。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** それでは、特にないようですので、議案第5号について、採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**高木政夫会長** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第6号、新市基本計画の策定方針について、事務局より説明願います。

**事務局** 議案第6号、新市基本計画の策定方針について、ご説明いたします。

資料25ページをご覧ください。

議案の内容でございますが、「前橋市・富士見村合併協議会における新市基本計画の策定方針を次のとおり定める。」というものでございます。

新市基本計画を策定するにあたりまして、基本的な考え方を協議会において、ご決定いただくものでございます。

計画の趣旨以下4つの方針を掲げておりますが、次ページの「参考資料」にて、ご説明させていただきます。

26ページをお開きください。

26ページ上段にも記載してございますが、新市基本計画は、合併特例法第6条の規定によりまして、1、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、2、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展に特に資する事業に関する事項、3、公共的施設の統合整備に関する事項、4、合併市町村の財政計画を定めることとされております。

この計画に基づいて行う事業には、合併推進事業債を活用することができますが、その主要事業につきましては、前橋市及び富士見村の総合計画等並びに前橋広域市町村合併協議会で策定した新市建設計画との整合性を踏まえつつ、新市の一体性を醸成する事業などを加えたものになると考えております。

まず、1の計画の趣旨であります。本計画は、前橋市及び富士見村の合併後の速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであります。

次に、2の計画の構成であります。新市の円滑な運営及び均衡ある発展を図るための基本方針、基本方針を実現するための事業計画、公共施設の統合整備及び財政計画を中心として構成してあります。

次に、3の計画の期間であります。合併後、概ね10か年の期間として、定めて参りたいと考えております。

次に、4の計画の区域であります。新市基本計画は、速やかな一体性の確立及び地域の発展と住民の福祉の向上を図ろうとするも

のであり、その計画の趣旨からも前橋市及び富士見村の区域を対象にした計画でございます。

なお、策定上の留意点といたしまして、27ページに4項目を掲げさせていただきます。

一つは、新市の財政計画につきましては、本計画をより実効性の高いものとするため、健全な財政運営に努めることとし、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにしていきたいと考えております。

二つ目といたしまして、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備してまいりたいと考えております。

三つ目といたしまして、新市基本計画には、ソフト面及びハード面双方の事業について、配慮した計画にしたいと考えております。

四つ目といたしまして、前橋市及び富士見村でこれまで策定している総合計画等や国・県の上位計画等との整合性を図ってまいりたいと考えております。

以上でございますが、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますよう、お願い申し上げます。

**高木政夫会長** ただいま説明がありました議案第6号について、ご質問、ご意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

《質疑応答》

**高木政夫会長** 特にございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** 特にないようでありますので、議案第6号について、採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**高木政夫会長** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり承認されました。

◎ そ の 他

**高木政夫会長** 協議事項は以上であります。



次に、次第の7番「その他」に移ります。

はじめに、委員の皆さんの方から何かございますか。

**高木政夫会長** 特にございませんか。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** 特にないようですので、事務局から連絡事項等がありましたらお願いをいたします。

**事務局** 事務局より、2件ご連絡をさせていただきます。

はじめに、第2回の合併協議会でございますが、4月22日火曜日、午後2時から富士見村の中央公民館2階講堂で開催したいと考えております。

次に、地方自治法に基づく前橋市・富士見村合併協議会設置の県への届け出でございますが、本日の協議会終了後に行いたいと考えております。

事務局からは、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

**高木政夫会長** ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

**高木政夫会長** 特にございませんか。

(「なし」の声あり)

**高木政夫会長** 特にないようでありますので、本日本日予定しました議事は、すべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力いただきありがとうございました。

◎ 閉 会

**司会者** 大変ありがとうございました。

以上で、第1回前橋市・富士見村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

なお、この後、2時50分から記者会見を行います。

(会議録署名)

前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年 月 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_